

長浜市西浅井町 余地区
水害・土砂災害に強い地域づくり計画

令和3年11月

令和4年10月改訂

長浜市西浅井町余地区

目 次

第1章 この計画の範囲.....	1
第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性.....	3
2.1 地形・土地利用.....	3
2.2 水害リスク.....	5
2.3 土砂災害リスク.....	9
2.4 計画策定の必要性.....	10
第3章 そなえる対策（避難の考え方）.....	11
3.1 避難の方針.....	11
3.2 普段から「もしも」を考える～土砂災害警戒区域現地標識～.....	12
3.3 水平避難優先ゾーン.....	13
3.4 避難計画.....	14
3.5 余地区タイムライン.....	22
第4章 とどめる対策（安全な住まい方）.....	23
4.1 水害・土砂災害に強いまちづくり・住まいの方針.....	23
4.2 リスクに応じた住まい方.....	24
4.3 浸水警戒区域制度.....	26
第5章 今後の実施事項.....	29
5.1 避難体制の強化に向けた課題の整理.....	29
5.2 防災訓練の実施.....	29
5.3 本計画の定期的な見直し.....	29

目的別さくいん

- ・ 水害リスク
..... 第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性 (p. 5-8)
 - ・ 土砂災害リスク
..... 第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性 (p. 9)
 - ・ 水平避難優先ゾーン
..... 第3章 そなえる対策 (避難の考え方) (p. 13)
 - ・ 警戒レベル
..... 第3章 そなえる対策 (避難の考え方) (p. 14-15)
 - ・ 防災マップ
..... 第3章 そなえる対策 (避難の考え方) (p. 16)
 - ・ タイムライン
..... 第3章 そなえる対策 (避難の考え方) (p. 22)
 - ・ リスクに応じた住まい方
..... 第4章 とどめる対策 (安全な住まい方) (p. 24-25)
-

第1章 この計画の範囲

この計画は、長浜市西浅井町余地区全体を対象とします。余地区では水害・土砂災害リスクが予測されていますが、予測されていないことが起こるかもしれません、また、災害時には地区の中で助け合うことが必要になります。

2階まで浸水が達したり、水や土砂の流れで建物が流れたり壊れたりする可能性がある範囲を「水平避難優先ゾーン」とします。水平避難優先ゾーンについては、第3章で詳しく紹介します。

また、まちづくり・いえづくりに特に注意が必要な範囲として、200年に1回の頻度(確率)で発生する大雨で浸水深がおおよそ3m以上となり、かつ家屋が建てられる可能性のある区域を、滋賀県流域治水条例に基づく「浸水警戒区域」とします。浸水警戒区域については、第4章で詳しく紹介します。

水害・土砂災害に強い地域づくり計画の範囲	余地区全体
避難において、特に水平避難が必要な範囲	水平避難優先ゾーン
まちづくりにおいて、特に注意が必要な範囲	浸水警戒区域

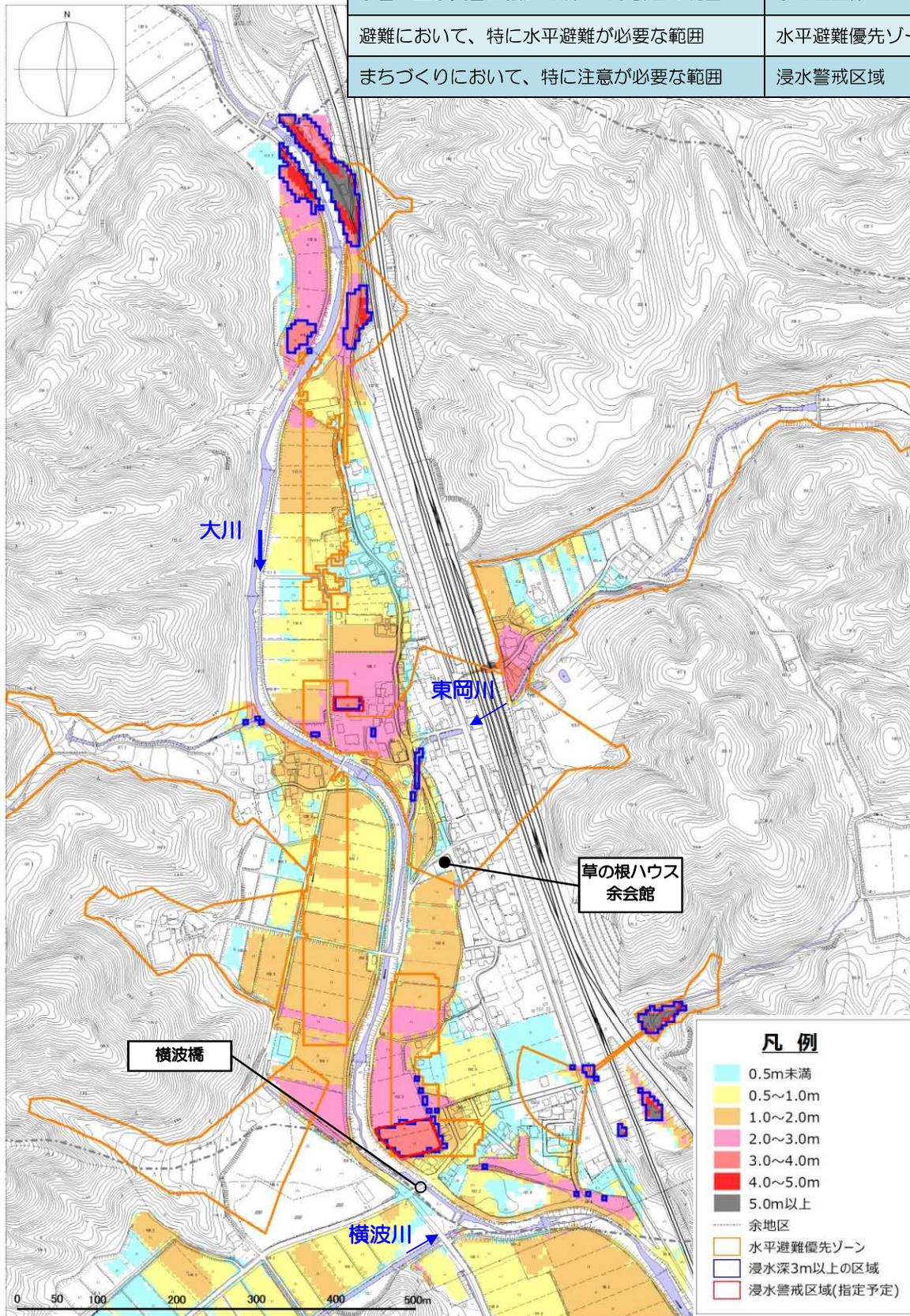


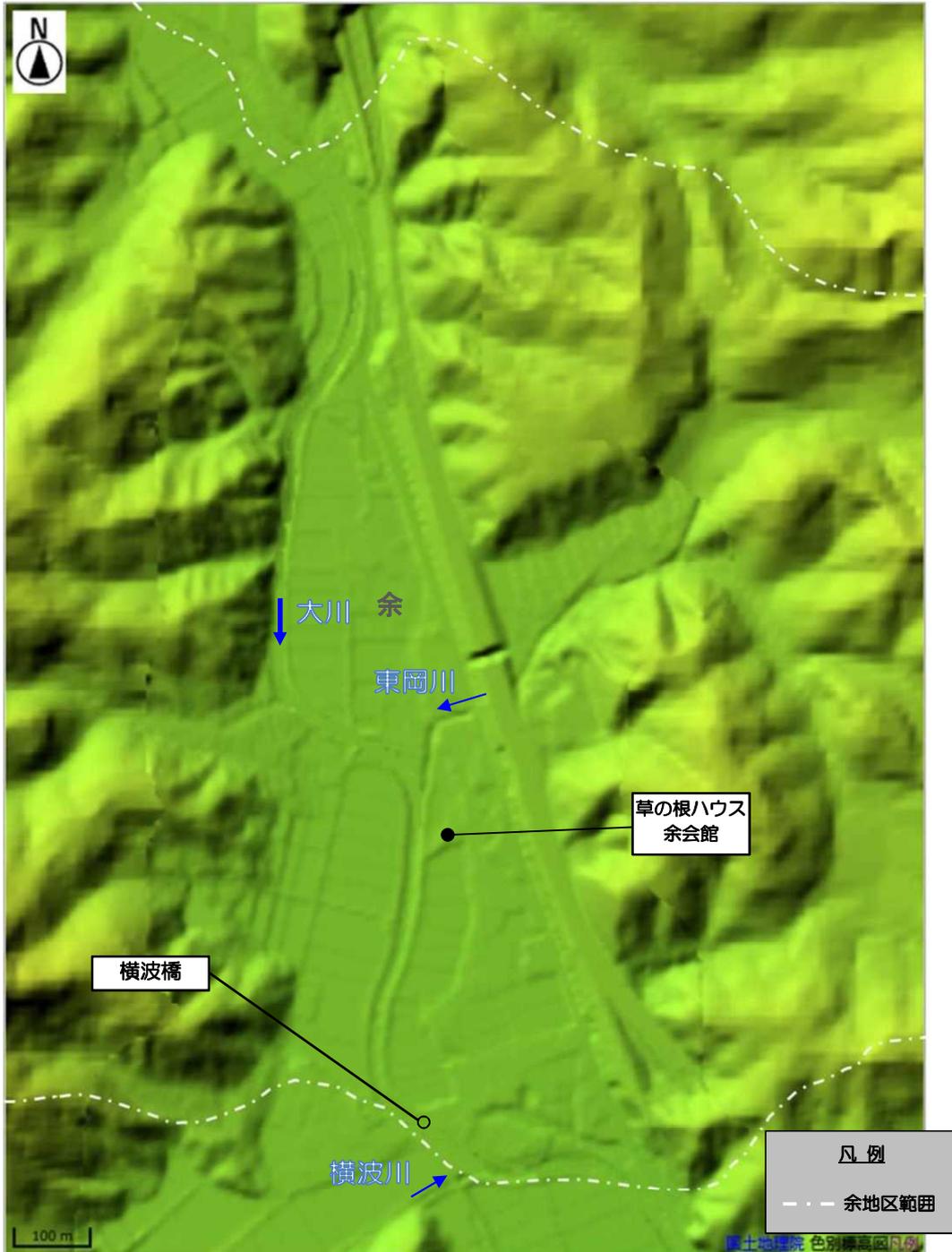
図 1.1 この計画の範囲

第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性

2.1 地形・土地利用

余地区は、大川下流の両岸、大川の支川である東岡川の北側に位置しています。

余地区の周辺は、大川を中心に幅数百 m の低い谷状の地形が形成されており、南側に進むに従い地盤が低くなっています。そのため、大川などが溢れると谷に沿って浸水範囲が拡大し、余地区に大きな被害をもたらします。



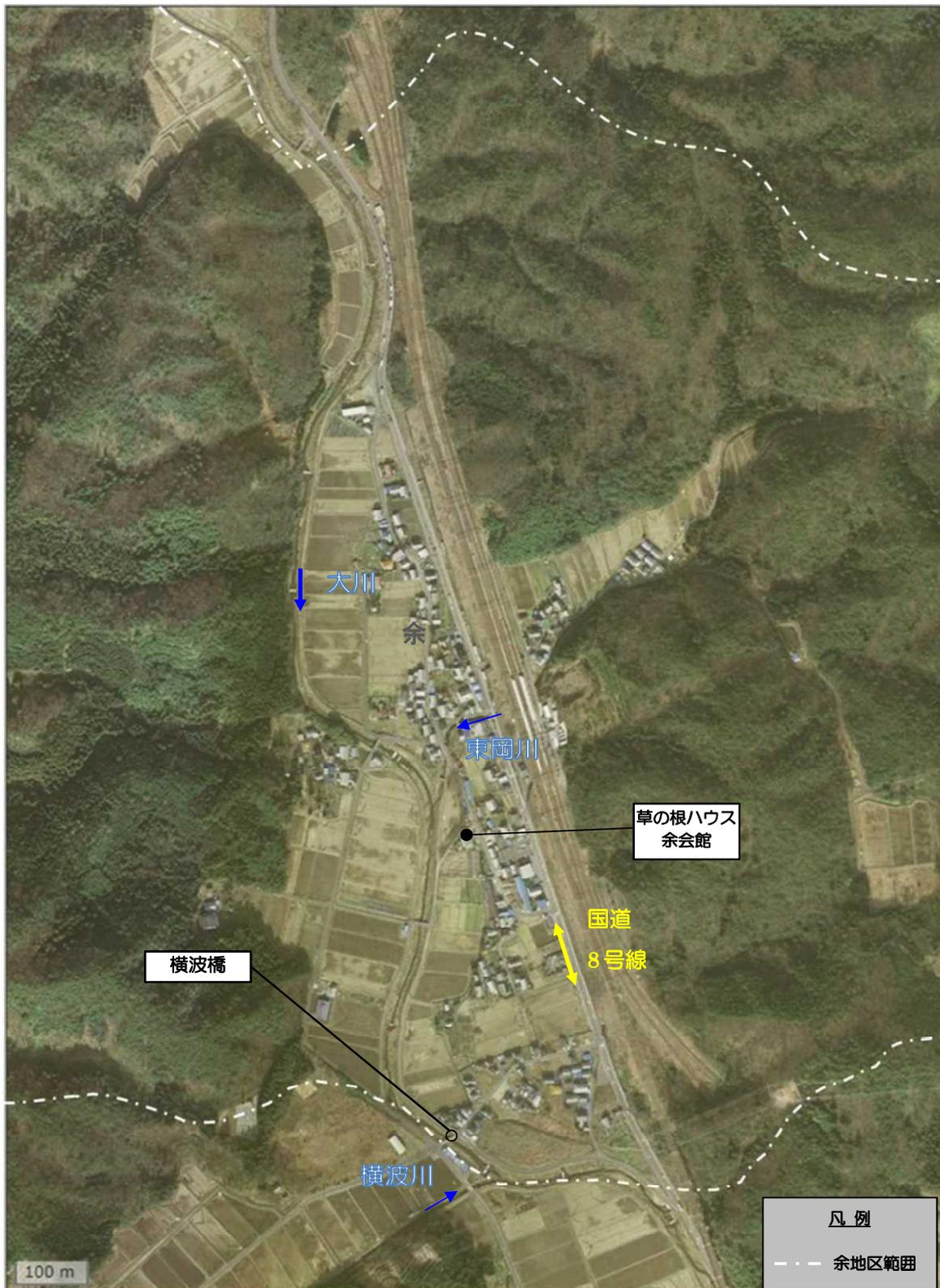
出典：滋賀県防災情報マップ・色別標高図：http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map&z=&lon=&lat=

図 2.1 余地区の標高分布

2.1 地形・土地利用

余地区の土地利用状況をみると、国道8号線西側を中心に住宅が連なっています。JR線東側の東岡川沿いにも、住宅が見られます。

また、住宅地と大川の間を中心に、耕作地が広がっています。



出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス：<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>

図 2.2 余地区の土地利用状況（平成23年9月27日撮影）

2.2 水害リスク

滋賀県では、県内各地区内の水害リスクについてシミュレーションを実施し、「地先の安全度マップ」として公表しています。これによると、200年に1回の頻度（確率）で発生する大雨では、余地区における家屋の一部において1階部分（浸水深1.0m）が水没する可能性があり、東岡川右岸の一部では2階床面（浸水深3.0m）まで氾濫した水が達する恐れがあります。200年に1回の頻度の大雨は、河川整備の水準を大きく上回る規模です。

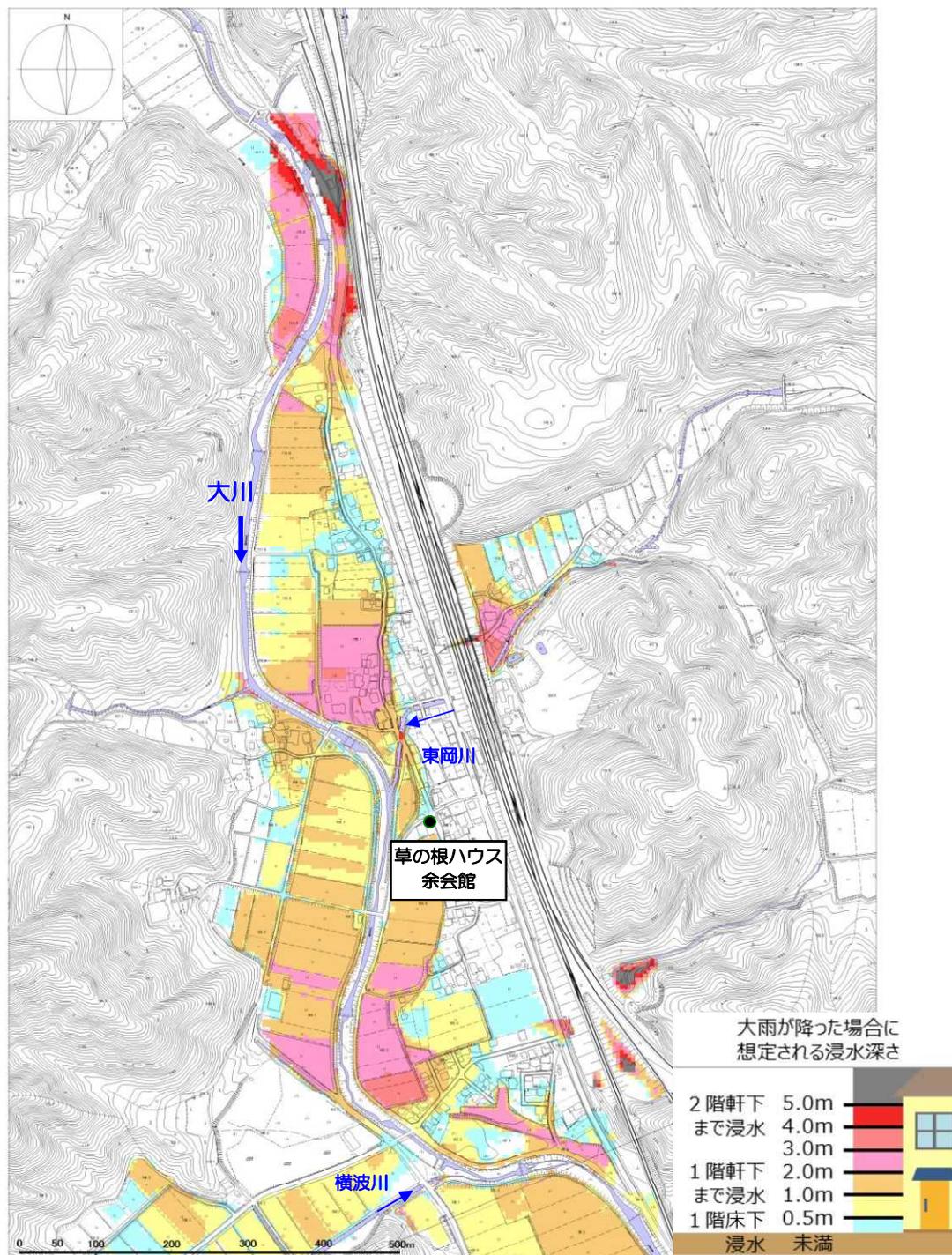


図 2.3 地先の安全度マップ 最大浸水深図（降雨規模 1/200）

2.2 水害リスク

比較的頻繁に起こり得る大雨（10年に1回の頻度）においても、一部の住戸において1階部分(浸水深1.0m)が水没する可能性があります。

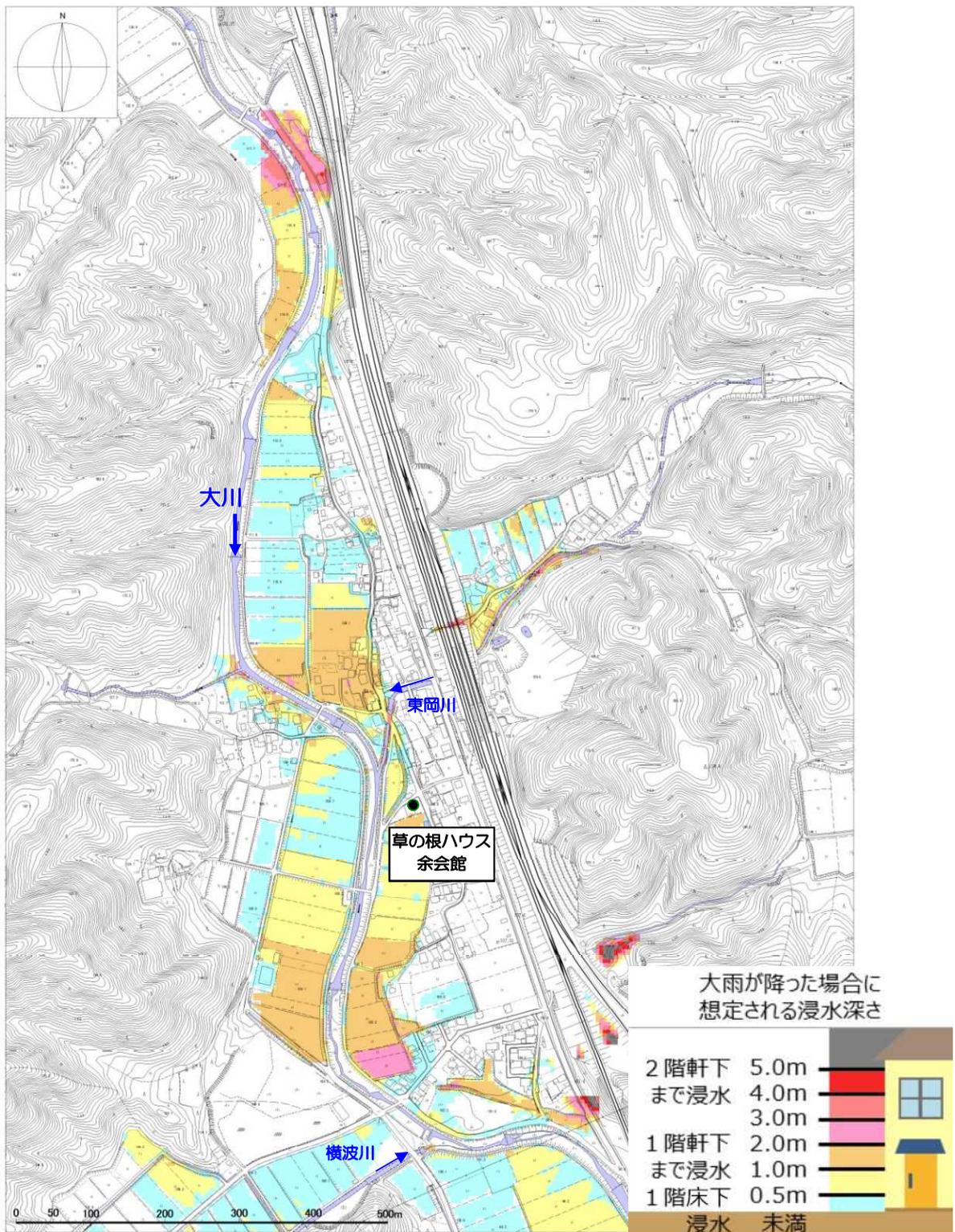


図 2.4 地先の安全度マップ 最大浸水深図（降雨規模 1/10）

第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画の策定の必要性

■家屋水没発生確率図

この地図では、大雨が降った場合に家屋水没（浸水深3m以上）が発生する確率を示しています。この場合、おおむね2階の床上以上（浸水深3m以上）まで水がきます。

余地区の家屋においては、東岡川右岸の一部で該当する箇所があります。

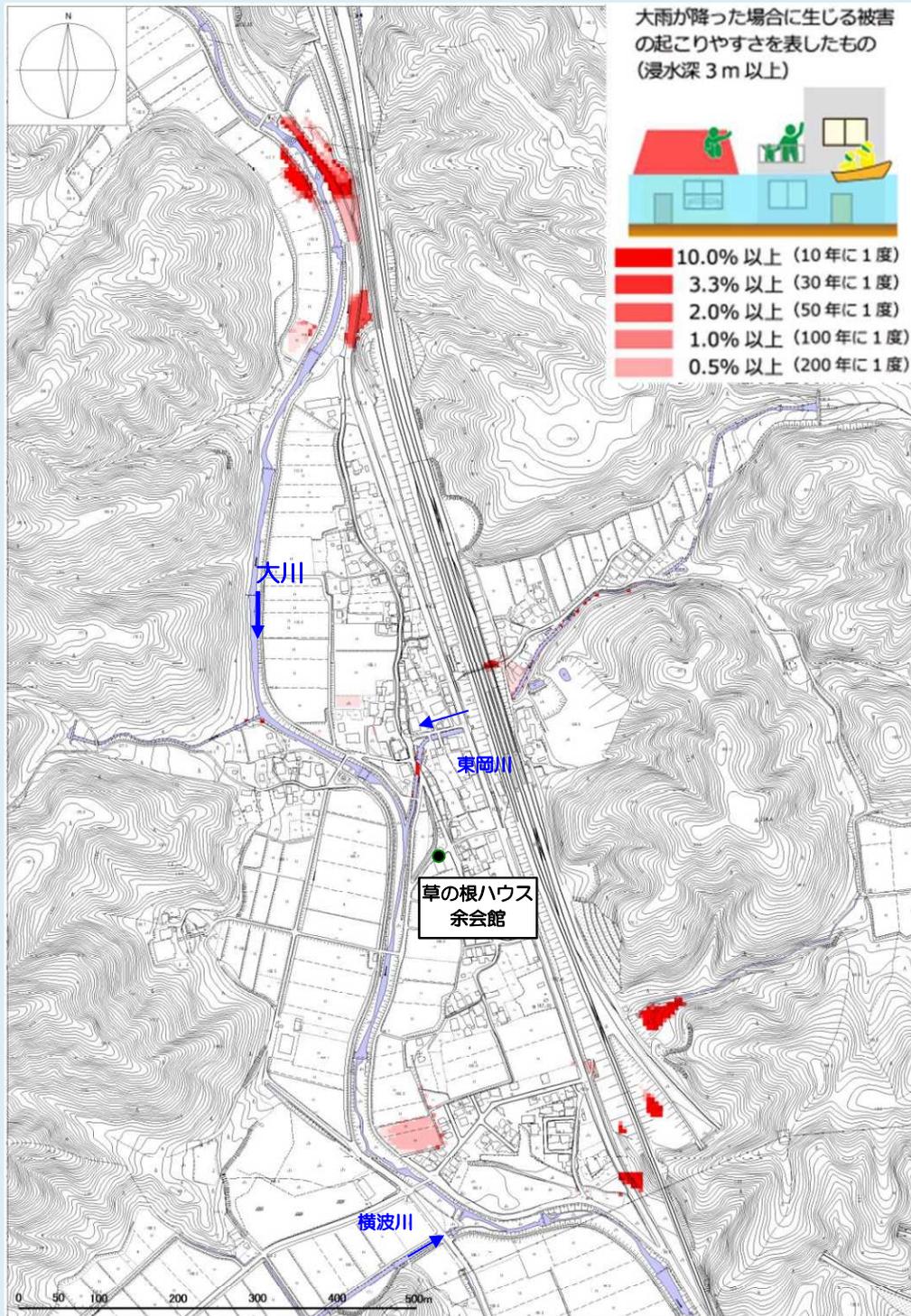


図 2.5 家屋水没発生確率図

■家屋流失発生確率図

200年に一度の頻度で発生する大雨が降った場合に、「水の流れの強さ（流体力）」が $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ となる範囲があります。流体力が $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ を上回ると、家屋流失のリスクが高くなります。

この地図は、流体力が $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ を上回る確率を示しています。余地区では、大川の左右岸において該当する箇所があります。

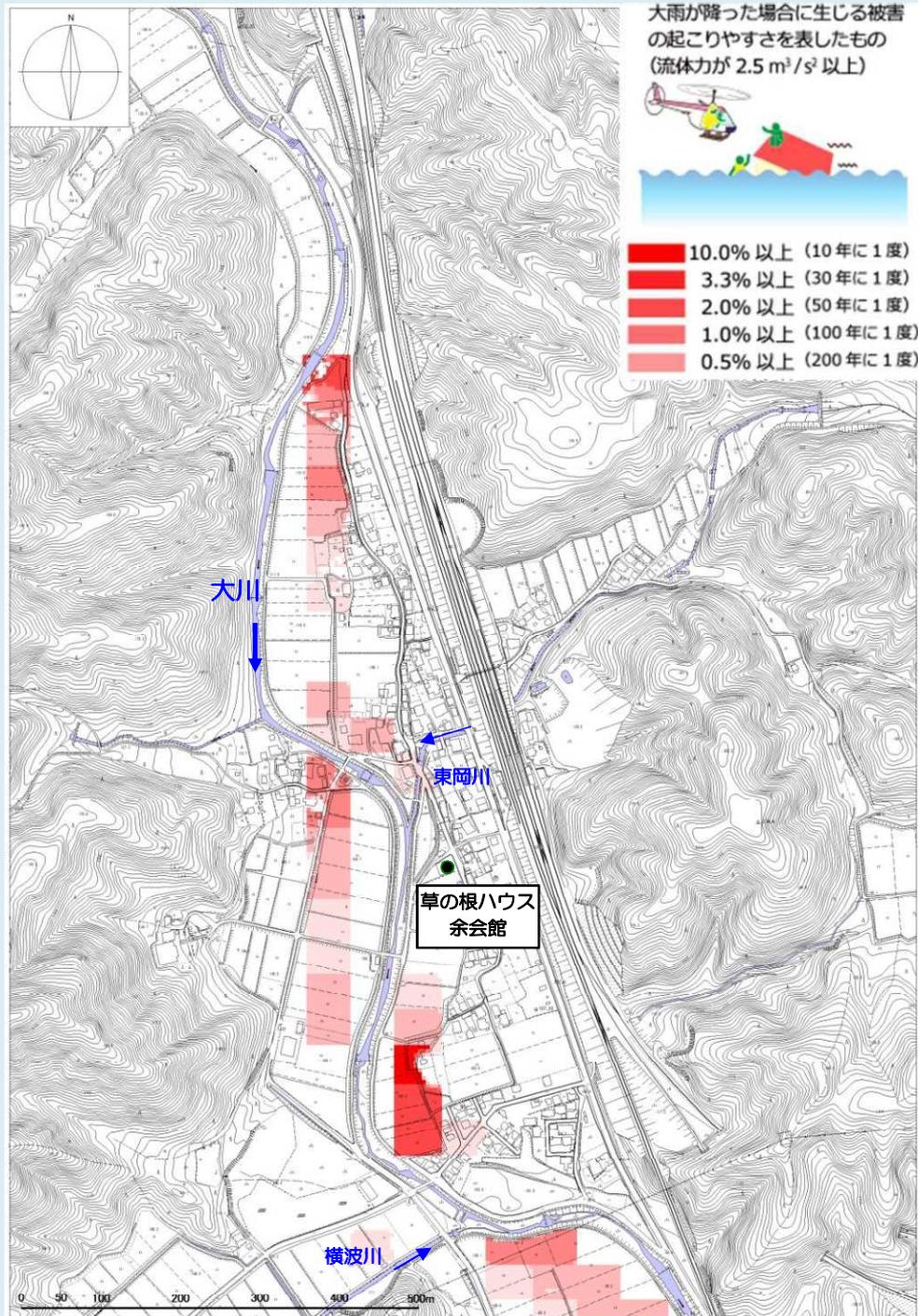


図 2.6 家屋流失発生確率図

2.3 土砂災害リスク

土砂災害防止法に基づいて指定される土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」といい、また特に注意が必要な区域を「土砂災害特別警戒区域」といいます。余地区では、東岡川の北側や余地区西側より大川へ合流する溪流付近などが土砂災害警戒区域に指定されています。

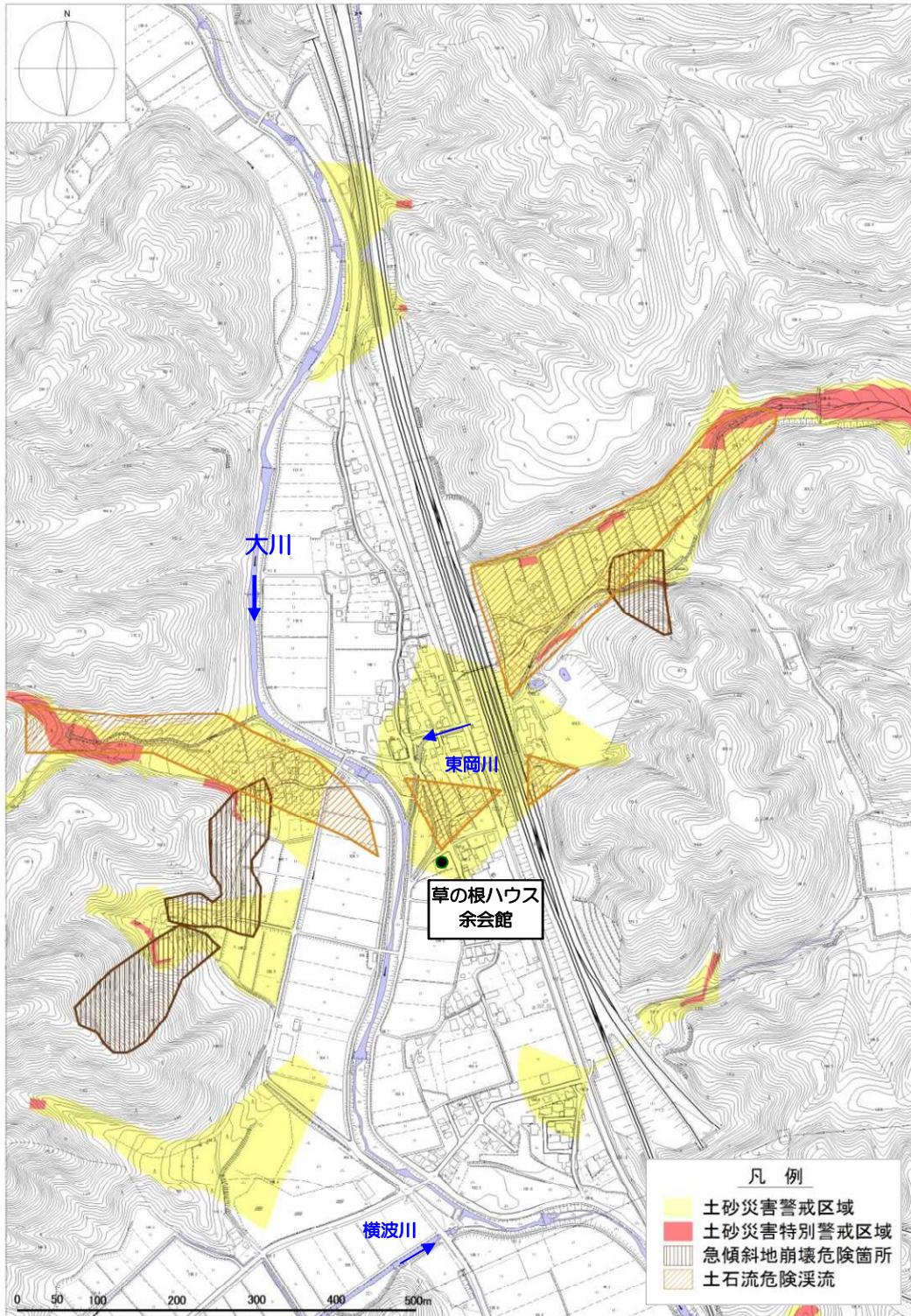


図 2.7 土砂災害の恐れがある区域

2.4 計画策定の必要性

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しています。

先に示したように、余地区では大川の氾濫により家屋浸水の危険がある住宅があるとともに、氾濫流による家屋流失の危険箇所もあります。また、土砂災害により被害を受ける恐れもあります。

行政により河川事業などハード面での整備が鋭意進められているところですが、整備には長期間を要するとともに、計画規模を超える災害が発生する可能性があります。

これらのことを踏まえ、余地区では、以下の点について整理・周知し、水害・土砂災害から命を守る取組を進めていく必要があると考えます。

- ① 水害・土砂災害が予想されるときは、前もって避難できるよう、住民自身が浸水リスクや避難方法などを理解するとともに、地区は避難支援について準備する。
- ② 万が一、逃げ遅れた場合でも、人的被害が発生しないようなまちづくり、住まいづくりに取り組む。

余地区では、平成30年度より住民の皆様と行政が一体となって「水害・土砂災害に強い地域づくり」について検討しております。ここでは、10年後・20年後に水害・土砂災害に強い地域にするためのまちづくり・住まいづくりとして、

- ・水害や土砂災害に対する意識を高め自主的な避難行動等に繋げていく「そなえる」対策
 - ・水害や土砂災害による被害を最小限に抑える「とどめる」対策
- の検討を進めています。

この度、皆様に取組状況を周知するため、これらの検討結果をまとめた「水害・土砂災害に強い地域づくり計画」を作成しました。

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

3.1 避難の方針

近年の災害事例を鑑みると、100年に一度、200年に一度の大雨はいつ降ってもおかしくありません。どのような大雨からも住民の皆様の命を守るため、余地区における避難の方針を次のとおりとします。

- 大型台風など、事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難場所に行くことが第一！
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難しましょう。
- 『水平避難優先ゾーン』の中にお住まいの方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難しましょう！
 - 水が深くなる方向・流れの速い区域に近づかない！
 - 流れが速い、溢れそうな危険な川・水路は避けて移動しましょう。

3.2 普段から「もしも」を考える～土砂災害警戒区域現地標識～

余地区では、土砂災害警戒区域の計 4 箇所、土石流や崖崩れの危険性を周知する「土砂災害警戒区域現地標識」を設置しております。現地標識を日々の生活で目にする事で、土砂災害の危険性を意識することができます。

身の回りで起こりうる「もしも」について、確認しましょう！

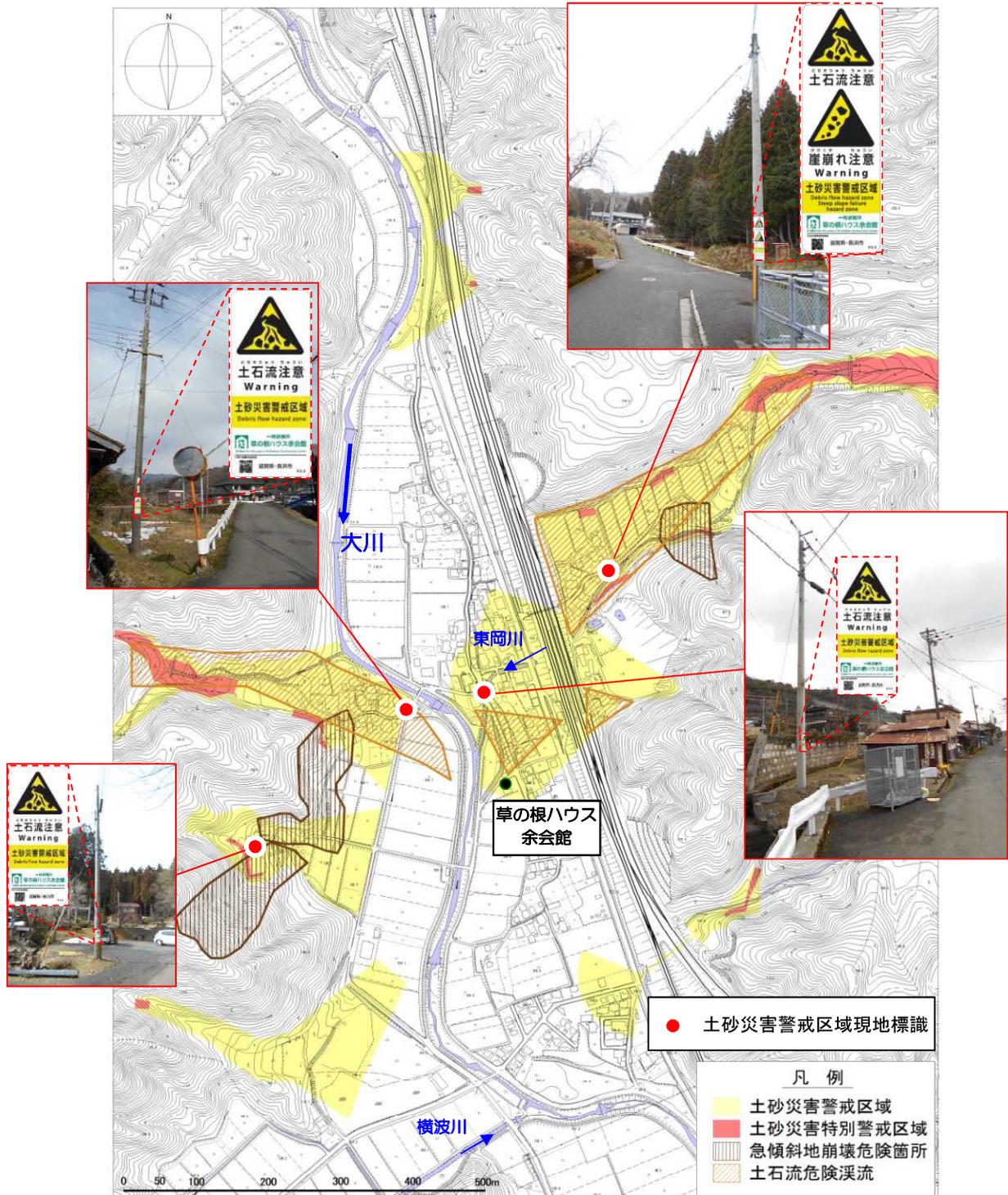


図 3.1 土砂災害警戒区域現地標識

3.3 水平避難優先ゾーン

「2.2 水害リスク」で紹介した通り、100年に1度や200年に1度の大雨では余地区の一部で2階まで浸水が達したり、水の流れて建物が流れたりする可能性があります。このエリアを「水平避難優先ゾーン」と呼びます。水平避難優先ゾーンの中では、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って安全な場所に避難しましょう！

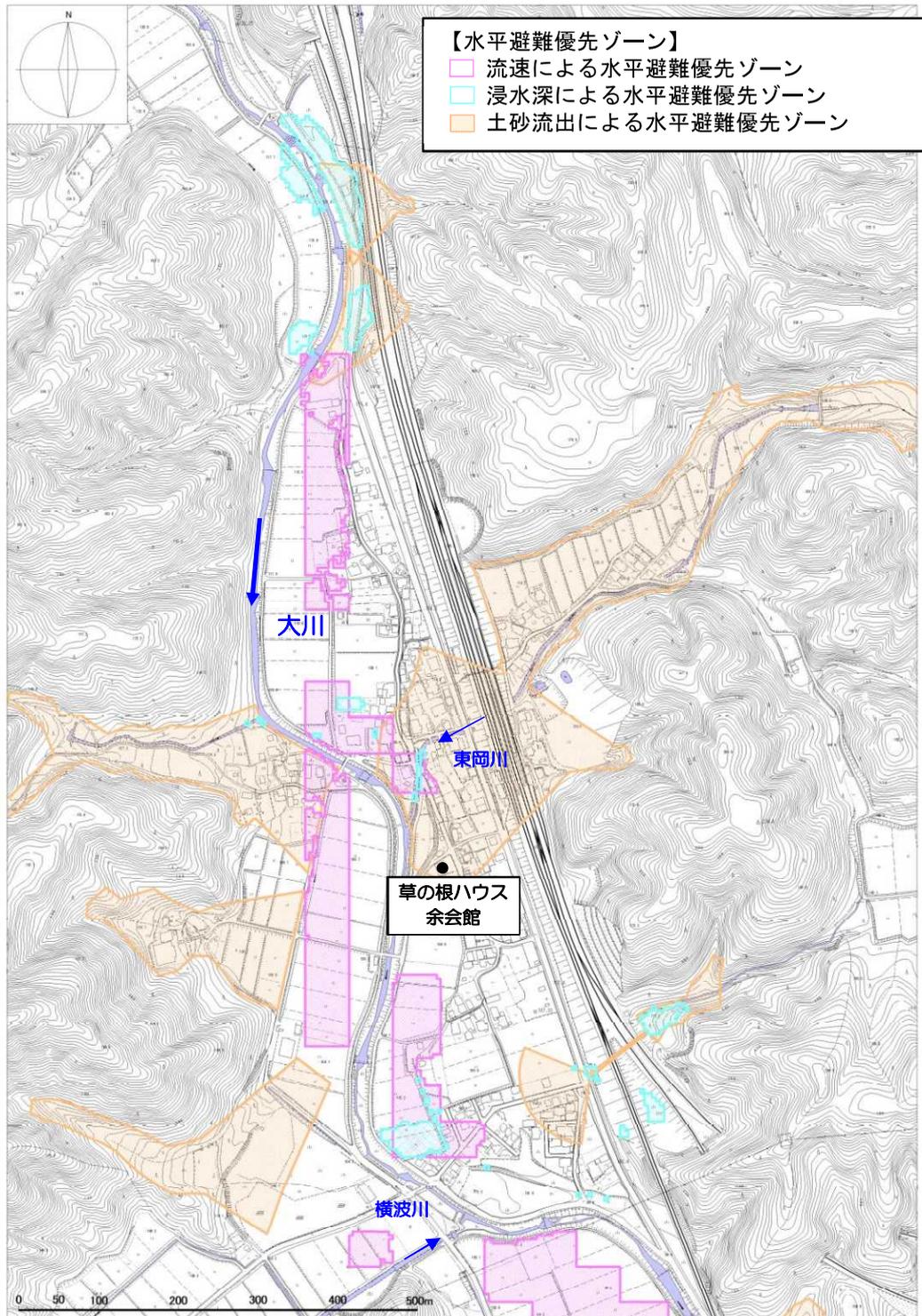


図 3.2 水平避難優先ゾーン（降雨規模 1/200）

3.4 避難計画

(1) 防災情報の伝え方

住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えられます。

市から避難情報が発令された場合には、テレビやラジオ、インターネット、防災無線等により伝達されます。



図 3.3 避難情報の発令について

出典：内閣府（令和3年5月）

『避難情報に関するガイドラインの改定』

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
 - ② 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難^{※1}）です。
- ※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



- ③ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。
 - ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
 - ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！
 - ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

- ④ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。
 - ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
 - ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

- ⑤ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。
 - ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
 - ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

- ⑥ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

図 3.4 避難情報のポイント

出典：内閣府（令和3年5月）

『避難行動判定フロー・避難情報のポイント』

(2) 避難における注意点

余地区には水路と隣り合わせの避難経路（道路）があり、過去には水路に木が詰まって道路が浸水したこともあります。このような時に避難すると、誤って水路に落ちる恐れがあり大変危険です。他地域では、避難中に水路に落ち人身事故となった事例があります。

17 ページに示す「防災マップ」では、余地区の災害に関するリスクや危険な箇所を整理しています。避難する際、道路が浸水し身の危険を感じた場合は、無理して避難せずに自宅に待機して救助を待ちましょう。

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

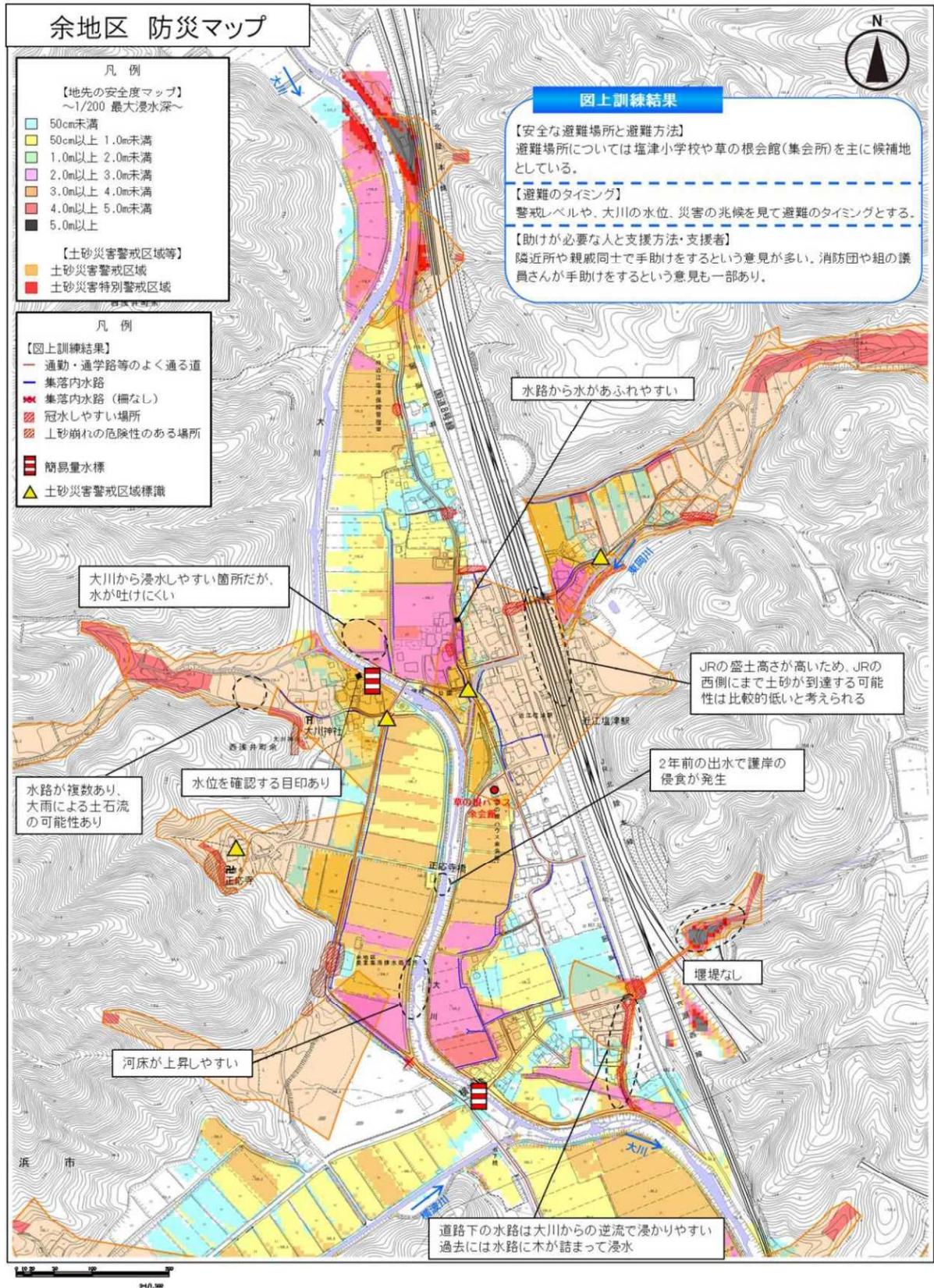


図 3.5 余地区防災マップ

避難のタイミング

余地区では、次のいずれかのタイミングで、草の根ハウス余会館へ避難を開始します。
 (リスクの小さいエリアにお住まいの場合は、自宅待機による屋内安全確保も考慮)

① 高齢者等避難が発令された時	【警戒レベル3】
② 大雨・洪水警報が発令された時	【警戒レベル3相当】
③ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時	【警戒レベル3相当】
④ 大川護岸・横波橋の量水標水位が-0.50mに達した時	【警戒レベル3相当】
⑤ 避難指示が発令されたとき	【警戒レベル4】
⑥ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「薄紫色」になった時	【警戒レベル4相当】
⑦ 土砂災害警戒情報が発表された時	【警戒レベル4相当】
⑧ 大川護岸・横波橋の量水標水位が0.00mに達した時	【警戒レベル4相当】

表 3.1 避難に必要な情報の収集方法

項目	避難に必要な情報	情報収集方法
気象庁発表情報	大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	安全・安心メール (長浜市メール配信サービス) しらがメール・LINE 気象情報 滋賀県土木防災情報システム
土砂災害の危険度	赤色 (Level3) 薄紫色 (Level4)	滋賀県土木防災情報システム
警戒レベル3 高齢者らは避難	高齢者等避難	安全・安心メール (長浜市メール配信サービス)
警戒レベル4 全員避難	避難指示	安全・安心メール (長浜市メール配信サービス)
簡易量水標の水位 (大川護岸・横波橋)	水位 - 0.50m (警戒レベル3相当) 水位 0.00m (警戒レベル4相当)	現地確認

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

■情報収集方法

<安全・安心メール（長浜市メール配信サービス）>

長浜市では、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスに、防災情報をはじめとした情報を配信しています。

配信する情報メニュー

長浜市メール配信サービス
安全・安心メール

- 防災情報
避難情報、土砂災害警戒情報、災害の発生情報等
- 気象情報
長浜市の気象警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪)
- 地震情報
長浜市の震度4以上の地震情報
- 防犯・交通安全情報
- 外国人向け情報 *Informações para estrangeiros* (ポルトガル語)
- 外国人向け情報 *Información para extranjeros* (スペイン語)
- 光化学スモッグ情報
- クマ等出没情報
- 子育て支援イベント情報
- 乳幼児健診・予防接種情報



<しらがメール・しらがLINE>

しらがとは、「しらせる滋賀情報サービス」の略称です。防災・防犯等の情報など、滋賀の安全・安心のための情報を、電子メールやLINEで配信しています。

しらせるしがの安全・安心情報

しらがメール

しらがLINE@

メール



LINE



防災・防犯等の情報など、滋賀の安全・安心のための情報を、**電子メール**や**LINE**で配信しています。

- 1. 河川水位情報
- 2. 雨量情報
- 3. 土砂災害警戒情報
- 4. けいたくん防犯・交通安全情報
- 5. 食品衛生情報
- 6. 光化学スモッグ注意報
- 7. お知らせ
- 8. 気象情報
- 9. 地震情報



いつでも、どこにいても、重要な情報が得られます！

図 3.6 しらがメール・しらがLINE

＜滋賀県土木情報防災システム＞

滋賀県内の雨量や河川水位などの観測情報、気象警報・注意報、洪水予報、土砂災害警戒情報など防災に役立つ情報をリアルタイムで提供しています。

その中でも、土砂災害危険度は土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。

お住まいがあるメッシュの色が「赤色 (Level3)」もしくは「薄紫色 (Level4)」になった時点で避難を開始しましょう！

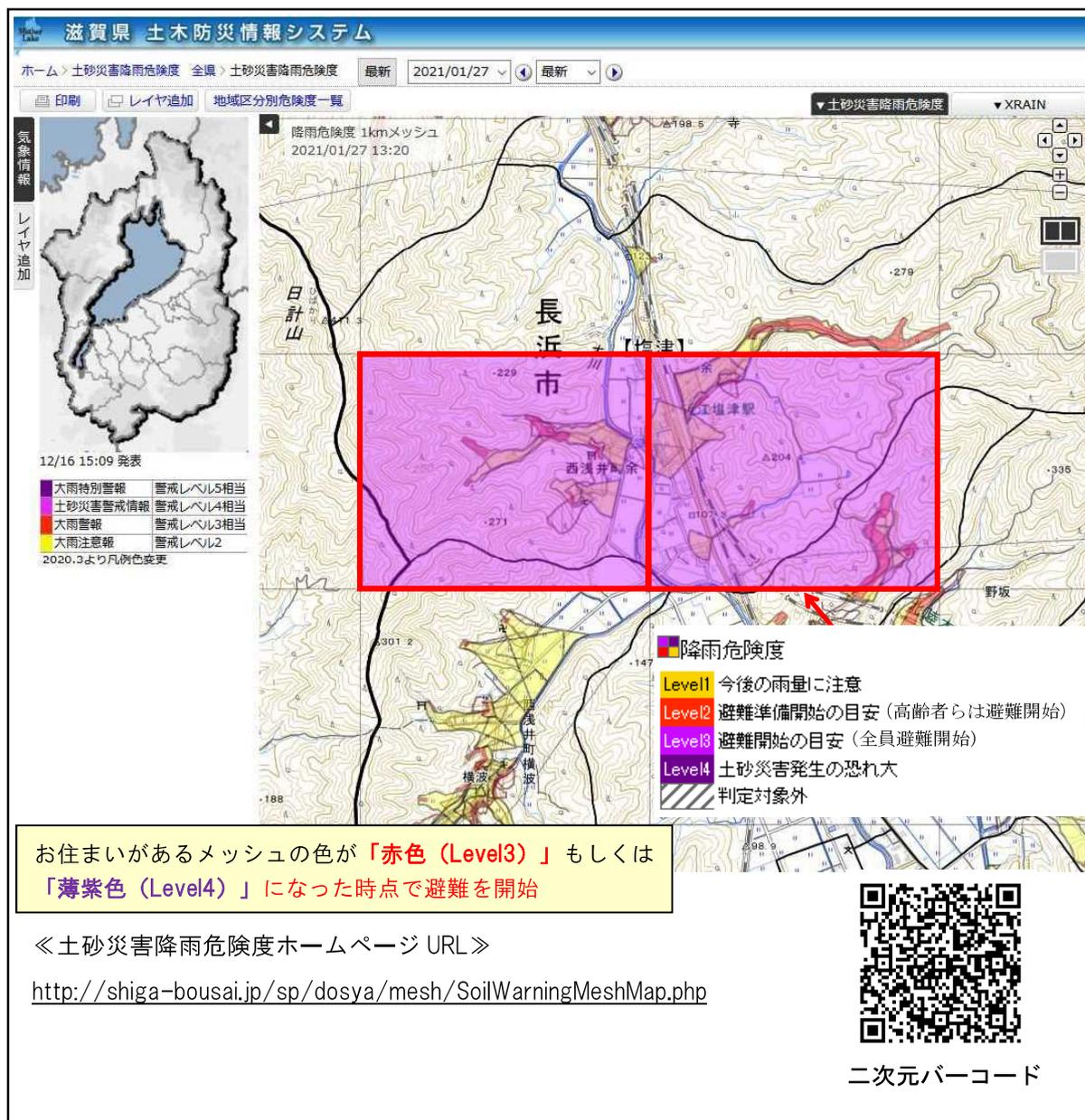


図 3.7 土砂災害降雨危険度の一例

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

<簡易量水標>

余地区では、大川に2箇所（大川護岸・横波橋）の簡易量水標を設置しており、目視による避難の目安として使用できます。18ページの「避難のタイミング」を参考に、避難の目安となる水位を超過した場合は避難を開始しましょう！

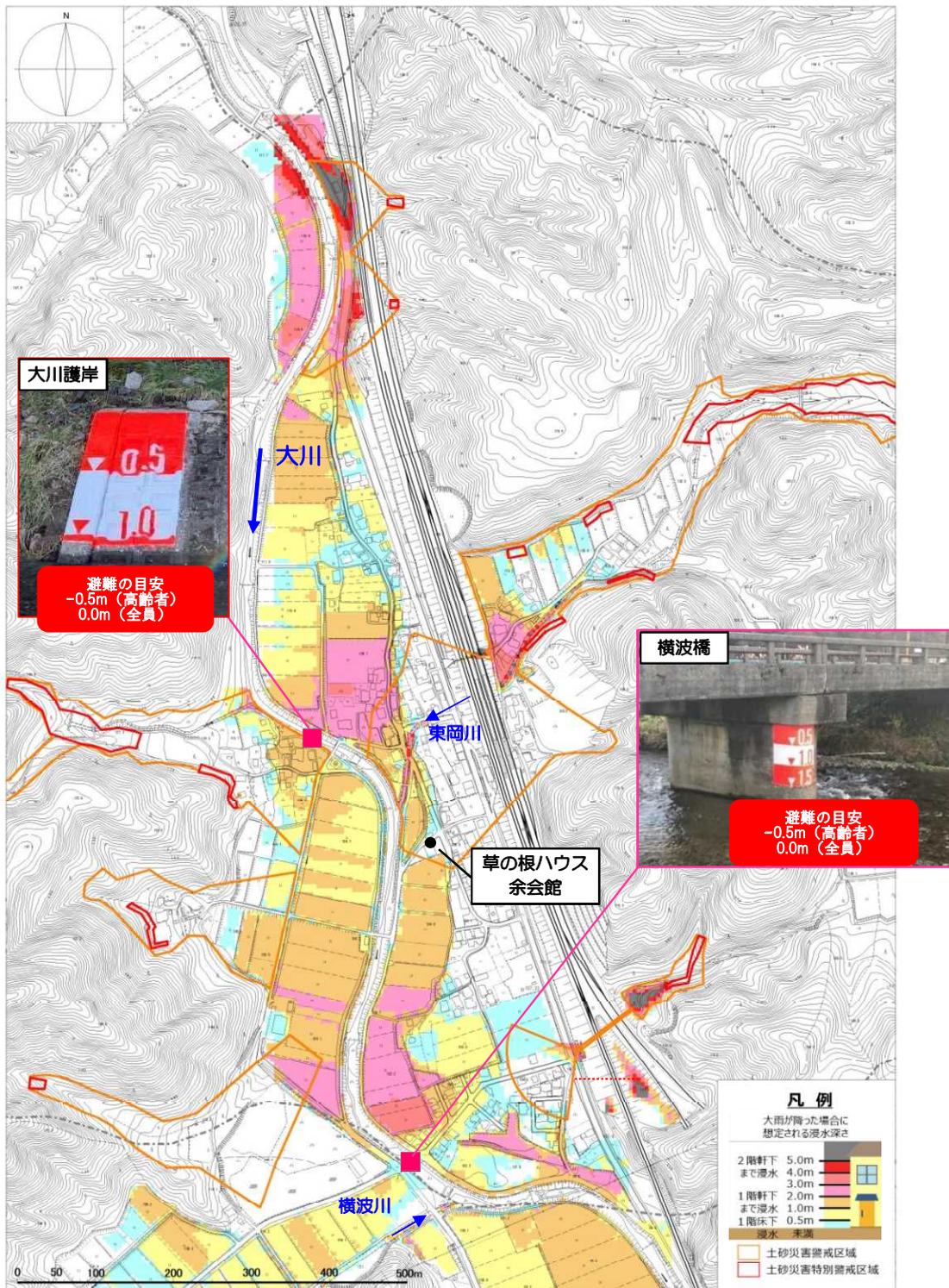


図 3.8 余地区の簡易量水標と避難の目安

3.5 余地区タイムライン

タイムラインとは、災害時に発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことです。

余地区では、タイムラインで自治会役員の行動について整理していますが、住民の皆様もこのタイムラインを参考に行動することで、被害を最小限に抑えられます。

住民の皆様も、このタイムラインを参考に適切な行動を取るようによみましょう！

警戒レベル情報 (市・気象庁発表)	警戒レベル相当情報 (自主避難)	自治会役員の行動
【レベル1】 早期注意情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の側溝・水路等の確認 ・ 自主避難所の備蓄物資の確認
【レベル2】 大雨・洪水注意報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水位、土砂災害降雨危険度、気象情報の確認 ・ 避難予定者の確認
【レベル3】 高齢者等避難	【レベル3相当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 土砂災害降雨危険度「赤」 ・ 大川護岸簡易量水標 - 0.5m ・ 横波橋簡易量水標 - 0.5m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難所（草の根ハウス余会館）の開設、受入準備 ・ 高齢者宅への避難呼びかけ、避難支援 ・ 一般世帯への避難準備呼びかけ
【レベル4】 避難指示	【レベル4相当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害降雨危険度「紫」 ・ または土砂災害警戒情報 ・ 大川護岸簡易量水標 0.0m ・ 横波橋簡易量水標 0.0m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の避難支援（優先） ・ 一般世帯への避難呼びかけ
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の人数確認（逃げ遅れの住民がいないか確認） ・ 逃げ遅れの住民がいる場合は直接電話等で避難の呼びかけ（周辺の状況により2階等への退避を連絡）
【レベル5】 緊急安全確保	【レベル5相当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報または記録的短時間大雨情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の避難支援（緊急） ・ 一般世帯への避難呼びかけ（緊急） ・ 避難者の人数確認（逃げ遅れの住民がいないか確認） ・ 逃げ遅れの住民がいる場合は直接電話等で安全確保の呼びかけ
避難指示 解除		避難者の帰宅補助

図 3.9 余地区タイムライン

第4章 とどめる対策（安全な住まい方）

4.1 水害・土砂災害に強いまちづくり・住まい方の方針

100年に一度、200年に一度の大雨により余地区で浸水が発生した場合でも、被害を最小限に抑えることが求められます。

10年後・20年後に、余地区において水害・土砂災害に強い「まちづくり・住まいづくり」を実現するため、「とどめる対策」として次のとおり方針を定めます。

- 大雨時の遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けましょう。
- 家を新築する時・建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、2階床面の高さを想定水位より高くするなど逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- 滋賀県の「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業」を活用しましょう。

4.2 リスクに応じた住まい方

(1) 水害・土砂災害に強い家づくりの必要性

余地区では、大雨・洪水によって家屋への浸水（場所によっては1階部分の水没）が発生することが想定されています。

万が一浸水しても、2階など逃げ場所のある安全な家屋に住むことが安全です。

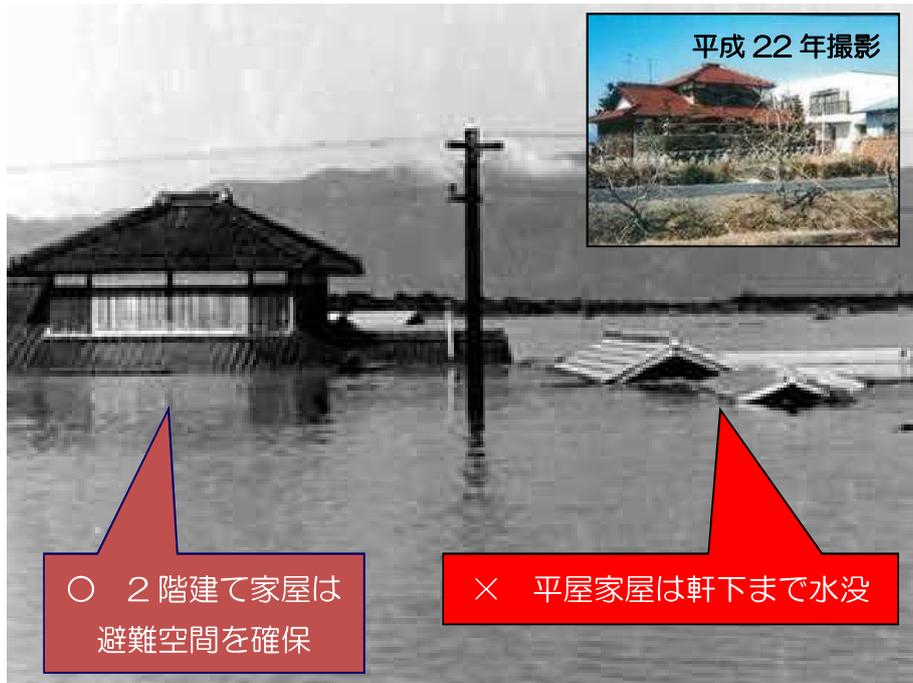


図 4.1 家屋の水没イメージ（昭和 34 年伊勢湾台風 滋賀県近江八幡市水茎町）

第4章 とどめる対策（安全な住まい方）

(2) 水害・土砂災害に強い家の建て方

逃げ場所のある家屋とするには、次に示すように、盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。

また、今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家屋の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。

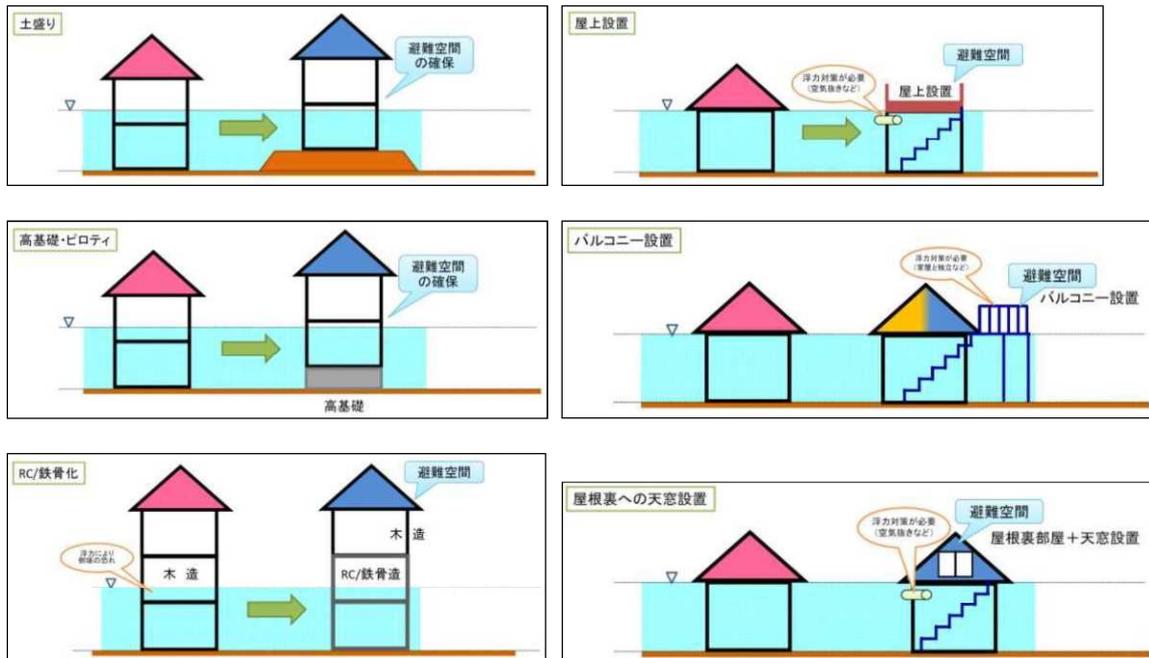


図 4.2 安全な避難空間の確保方法

※水害・土砂災害に対して安全な家づくり・地盤高の詳細は、滋賀県流域治水政策室に問い合わせいただければ詳細な情報をご提供いたします。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
電話 077-528-4291 FAX 077-528-4904

4.3 浸水警戒区域制度

(1) 浸水警戒区域制度の概要

滋賀県では、「地先の安全度マップ」で浸水深がおおよそ3m以上となり、かつ家屋が建てられる可能性のある区域を、「浸水警戒区域」として指定しています。指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、2階など逃げ場所のある安全な家であることの確認を受け、建築の許可を得る必要があります。

問い合わせ先は、滋賀県流域治水政策室、長浜土木事務所木之本支所です。

(2) 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業の活用

盛土や高基礎にする等の費用がかかりますが、区域内での新築・建替えにおいては、滋賀県から「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業」によって補助金が支給される場合があるので、これを利用しましょう。

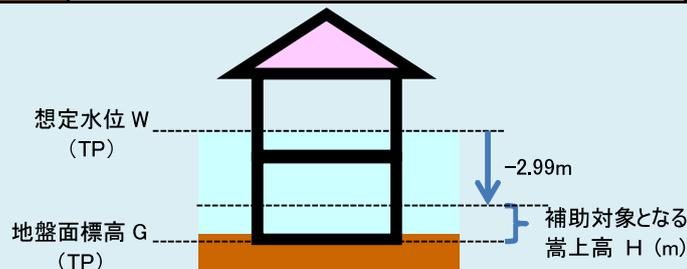
■水害に強い安全安心なまちづくり推進事業（宅地嵩上げ浸水対策促進事業）の概要

（令和3年3月時点）※問い合わせ先 滋賀県 流域治水政策室（電話 077-528-4291 FAX 077-528-4904）

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を検討しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築（建て替え）および増築時に、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。

項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤高標高	想定水位および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値



第4章 とどめる対策（安全な住まい方）

(3) 余地区における浸水警戒区域と想定水位

余地区における浸水警戒区域案と想定水位を、以下に示します。

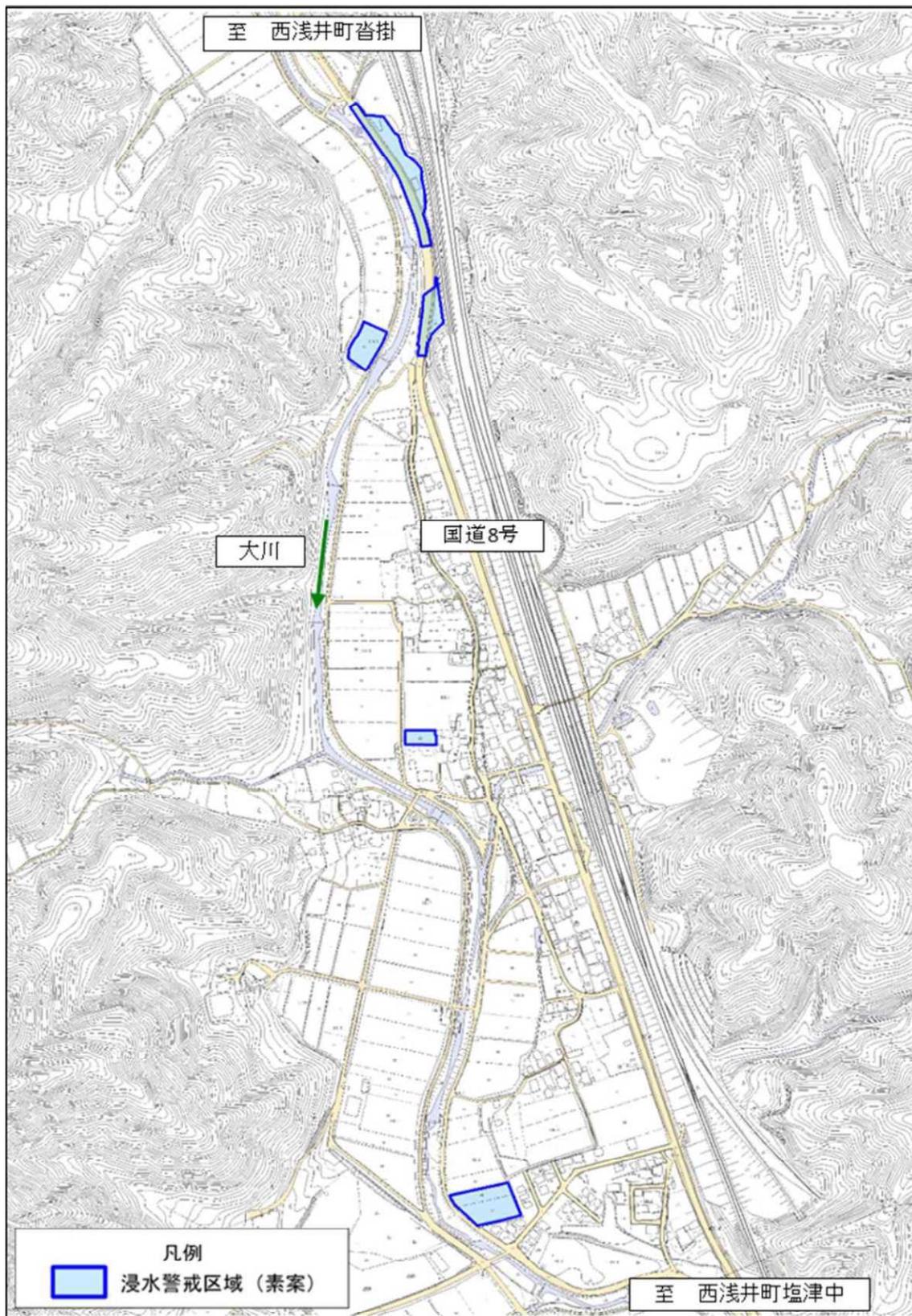


図 4.3 浸水警戒区域案

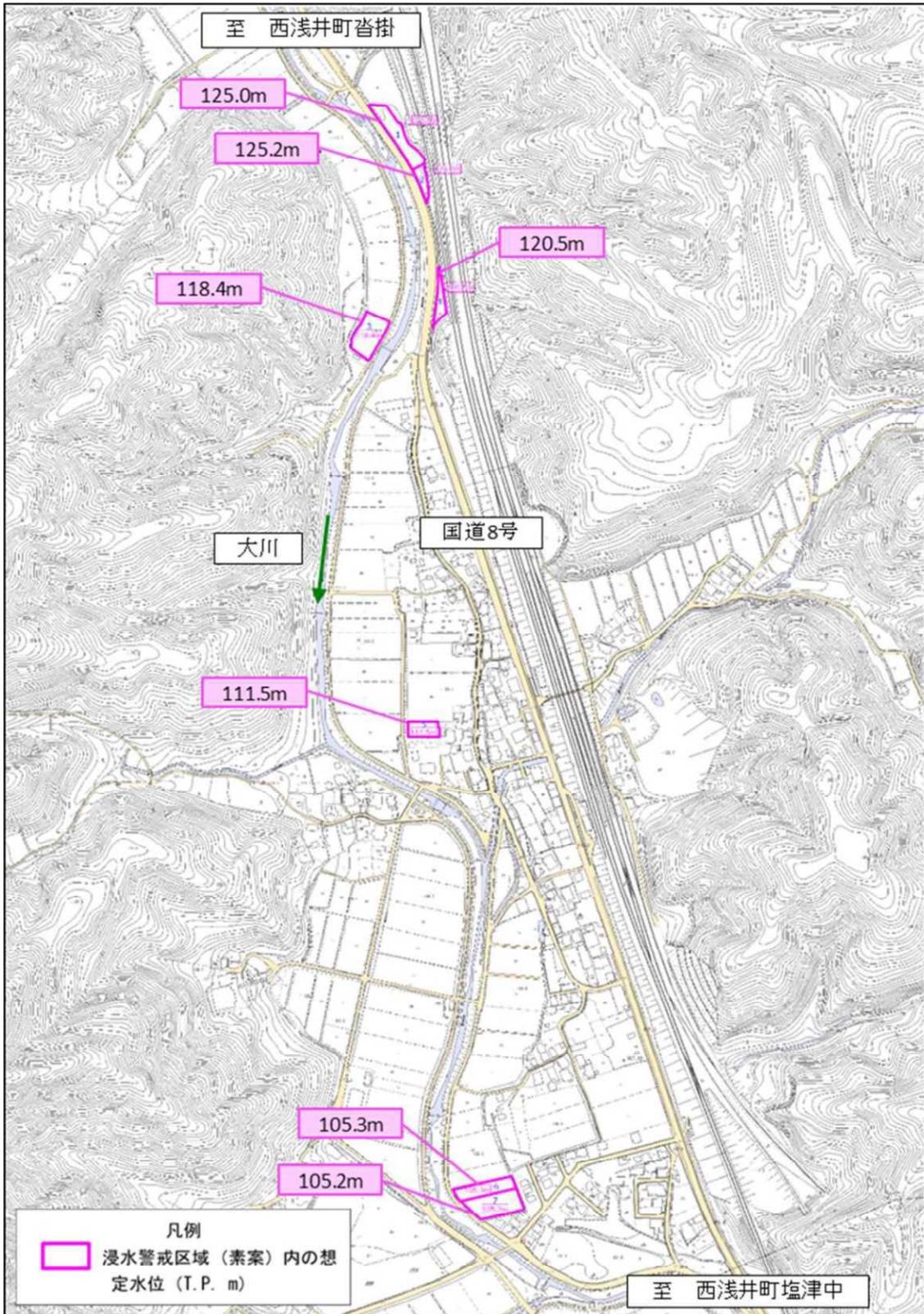


図 4.4 想定水位図

第5章 今後の実施事項

5.1 避難体制の強化に向けた課題の整理

今後も、余地区の自治会資料や防災マップをもとに課題を整理したうえで、自治会を中心に避難体制の強化に向けた検討を進めます。

5.2 防災訓練の実施

災害が発生したときに事故等のトラブルなくスムーズに避難できるよう、防災訓練（避難訓練）を原則毎年実施し、避難手順などを確認します。

5.3 本計画の定期的な見直し

本計画は、防災訓練の反省点を踏まえ定期的に更新していきます。

